

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成10年2月から同年8月までは24万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月から11年2月までは30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは30万円、12年1月は28万円、同年2月から同年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは34万円、13年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、14年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、15年1月及び同年2月は28万円、同年3月から同年5月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から15年6月21日まで
申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、こ

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 2 月から 14 年 12 月まで、15 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び源泉徴収票等において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額から、10 年 2 月から同年 8 月までは 24 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 28 万円、同年 11 月から 11 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 30 万円、12 年 1 月は 28 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 34 万円、13 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 34 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 32 万円、同年 9 月は 30 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 34 万円、14 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 34 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 20 万円、同年 12 月は 22 万円、15 年 2 月は 28 万円、同年 3 月は 26 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 15 年 1 月、同年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、申立人は報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、申立人から提出のあった当該期間の前後の期間における給与明細書で確認できる保険料控除額は、同額であり、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと認められる上、報酬月額についても同等であったと推認できることから、同年 1 月は 28 万円、同年 4 月及び 5 月は 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主から回答は得られないが、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

山形国民年金 事案 409

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 9 月まで

昭和 50 年 6 月に結婚し、同年 7 月に A 県 B 町から C 県 D 市に転居したが、年金記録では申立期間の国民年金保険料が未納となっている。国民年金は結婚前から加入し、申立期間前後はきちんと納付されているのに、申立期間が未納となっているのは納得できないので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳に添付されている昭和 52 年 3 月 22 日付けの D 市発行の「年金手帳（国民年金）の記載更正通知書」によると、申立人の国民年金の住所が、50 年 7 月 3 日を変更日として、強制加入被保険者のまま同市に職権転入されていることが確認できる。

また、「特例納付リスト」及び「還付・充当・死亡一時金リスト」によると、申立人は、申立期間当時未納期間とされていた申立期間を含む 16 か月のうち、5 か月分（2 万円）を昭和 54 年 3 月 1 日に特例納付（附則第 4 条）していることが確認できることから、当該特例納付時点において申立期間は未納であったものと推認できる上、D 市の申立人に係る年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）においても、申立期間は全て未納と記録されており、オンライン記録と一致している。なお、当該特例納付については、「還付整理簿」により、昭和 54 年 7 月 11 日に還付支払いされた旨の記録が確認できることから、職権転入当時、強制加入被保険者とされていた申立人が、国民年金保険料を特例納付した後に、厚生年金保険被保険者の配偶者として特例納付対象外の任意加入被保険者であったことが判明したことにより、当該保険料が還付されたものと考えられる。

さらに、申立人は、未納期間分の国民年金保険料を数回に分けた納付書の送付を受け、保険料を納付した記憶があるとしているが、その納付書の発行元、送付された時期及び納付した金額については、いずれも定かでないとしている上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したと主張するいずれの金融機関にも、申立期間当時の保険料納付に係る資料は保管されていないことから、申立期間に係る保険料納付等の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1363（事案 246、995 及び 1151 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回も主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数^{びょう}の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1364（事案 256、996 及び 1152 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数^{びょう}の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1365（事案 255、997 及び 1153 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、
i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数 of 資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1366 (事案 257、998 及び 1154 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社 (当時) の後継事業所である B 社の所見 (以下「所見」という。) には、i) 当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii) 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii) 昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1367（事案 251、999 及び 1155 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、
i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1368（事案 248、1000 及び 1156 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、
i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数^{びょう}の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1369 (事案 253、1001 及び 1157 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社 (当時) の後継事業所である B 社の所見 (以下「所見」という。) には、i) 当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii) 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii) 昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、
i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1370（事案 247、1002 及び 1158 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、
i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1371 (事案 249、1003 及び 1159 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社 (当時) の後継事業所である B 社の所見 (以下「所見」という。) には、i) 当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii) 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii) 昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数^{びょう}の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1372（事案 258、1004 及び 1160 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1373（事案 252、1005 及び 1161 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1374（事案 250、1006 及び 1162 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
今回の申立期間について、これまでに行った 3 回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、前回は主張しているとおり、昭和 33 年度に係る申立てを一緒に行っている申立人 12 人のうち半数の 6 人の雇用台帳に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があり、事業主であった A 社（当時）の後継事業所である B 社の所見（以下「所見」という。）には、i）当該加入記録は、当時の担当者が加入手続をもって記載したもので、加入記録の無いものは記載漏れの可能性があること、ii）33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然である旨が記載されている。

所見及び雇用台帳を重視すべきである上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かであるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i）B 社が、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明としており、申立てを確認できる供述等は得られなかったこと、ii）昭和 33 年度の A 社における資格取得者は、正社員で厚生年金保険に加入していたとしている一人のみであり、申立人と同様な臨時社員等で資格を取得した者は確認できないこと、iii）健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、新たな資料として、同僚が保管していた関連資料や所見の提出があったが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け及び 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、所見及び雇用台帳を重視すべきと主張している。

しかしながら、所見は、昭和 33 年度のみ別の扱いをしたとは考えにくいことなどから申立期間について加入手続を行っていたとみるのが自然であるとしているが、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」及び申立人 12 人以外の者を含む雇用台帳によれば、申立期間の前後の 32 年度及び 34 年度には、それぞれ雇用区分が新たに臨時社員となった 30 人以上について厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを伴う加入手続（以下「新規加入手続」という。）を行っている一方、申立期間である 33 年度には、雇用区分が新たに臨時社員となった申立人 12 人のうち 1 人を含む 30 人以上について当該年度に新規加入手続を行っておらず、申立期間後の 34 年度に行っていることが確認できることから、33 年度のみ別の扱いをしていたことは明らかであり、所見を肯定できる事実は確認できない。

また、申立人 12 人に係る雇用台帳の申立期間に係る社会保険欄の記載は、i) 今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」により、新規加入手続を昭和 34 年度に行ったことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険と同時加入である健康保険は、新規加入手続前の 33 年度の加入記録があること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険の加入や脱退を示す「加」「脱」の表示及び年月日の記載がある雇用台帳は、同一の年月日でも失業保険欄と厚生年金欄では「加」「脱」の表示方法や筆跡が異なり、後に書き加えられたものと考えられることなどから信憑性に乏しく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料とまでは認め難い。

さらに、今回、新たに B 社から提出された「厚生年金保険被保険者証記号番号一覧（A 社）」において確認できる記号番号の払出時期は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格取得時期（年月日）は、昭和 32 年度が 11 回、34 年度が 14 回確認できるところ、申立期間である 33 年度にも前後の年度に相応する回数^{びょう}の資格取得届出が行われた場合、いずれの機会においても C 県保険課（当時）が当該届出を記録していないとは考え難い。

その上、申立人は、昭和 33 年度のみ別の扱いをされたとは考えにくいこと

から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたのは確かである旨主張しており、申立人 12 人共通の再申立書において、「保険料を控除しながら加入手続を行わないことは、当時の A 社における客観的実情に照らして起こり得る余地が無い。」旨を強く主張しているが、今回、新たに、申立期間当時における賃金計算書作成・検算担当者などの同僚に照会しても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。また、A 社の本社は、昭和 32 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるべき全臨時社員等の総意を把握するよう通知しており、i) A 社と同じ地区内の事業所に勤務していた複数の者が、「昭和 33 年 4 月からは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金には加入しないということがあった。」旨述べていること、ii) A 社と同じ地区内の事業所の中には A 社と同様に昭和 33 年度に厚生年金保険の加入者数が激減している事業所や加入させていても同年度は前後の年度よりも加入時期が遅くなっている状況がみられること、iii) 「社史」によれば、A 社と同じ地区内における 33 年度の厚生年金保険加入者数は他の年度よりも大幅に少ないことが確認できることから、A 社においても、当該通知に関連して申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 30 日から 28 年 8 月 1 日まで
私は、申立期間の前後を通じてA社に継続勤務し、B業務を行っていた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の親族及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含む8人が昭和25年6月30日に資格を喪失しており、このうち申立人を含む4人は、27年7月以降に同事業所で再取得していることが確認できる上、当該複数の同僚は、申立期間当時もB業務の職人として同事業所に勤務していたと述べていることを踏まえると、事業主は、複数の従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、当該事業所は、昭和63年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、事業主の親族に対し、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について聴取したところ、「歴代の事業主は既に死亡しているほか、当時の関係書類は、水害により全て消失したため詳細は不明であるが、資格喪失日以後に各従業員に対して支給した給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨回答しており、申立内容を裏付ける資料及び供述は得られない。

さらに、当該事業所の沿革とB業務の歴史を編さんした郷土史料「C地域史(第三十一号)」によれば、昭和27年当時の従業員数は23人、28年から30年頃の最盛期には30人以上の従業員がいたと思われる旨の記載が確認できる一方、上記被保険者名簿によれば、27年から30年において被保険者で

あった者は最大で15人であることが確認できることから、同事業所では、必ずしも全ての従業員について、被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上述の申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間が欠落している同僚及び申立期間の前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。